

## 東京 2025 デフリンピック開閉会式検討部会設置要綱

### (目的)

第1条 一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会、東京都及び公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「3者」という。）は東京2025デフリンピック（以下「大会」という。）における開閉会式において、開催基本計画、大会ビジョン等に基づき、ろう者が主体となって、誰しもが楽しむことができる式典内容とするため、専門委員による意見を取り込みながら演出等の企画を行うことを目的とし、3者共同で「東京2025デフリンピック開閉会式検討部会」（以下「本部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部会は、次に掲げる事項を検討の上、企画していく。

(1) 開閉会式の以下の事項に関すること。

- ア 運営に関する事項
- イ 演出に関する事項
- ウ プロトコールに関する事項
- エ 会場に関すること。

(2) その他開閉会式全般に関すること。

### (組織)

第3条 本部会は、以下の委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

- (1) 一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会委員長
- (2) 東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
- (3) 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営本部プロトコール部シニアマネージャー

2 専門的な事項を企画するため必要があるときは、本部会に専門委員を置くことができる。

### (部会長及び副部会長)

第4条 本部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によって定め、副部会長は、部会長の指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会は、部会長が必要に応じて召集する。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、部会長の承諾の上、代理人を出席させることができる。
- 3 部会長が必要と認めるときは、専門委員を本部会に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 4 本部会は、必要があると認めるときには、部会長の承諾を得た上で、委員以外の者を本部会に出席させることができる。

(演出委員会)

第6条 本部会は、第2条に定める所掌事項のうち、第2条第1号イについて検討を行う必要があると認める場合は、本部会に演出委員会を置くことができる。

- 2 演出委員会の所掌事項は、部会長が本部会に諮って定める。
- 3 演出委員会に属すべきメンバーは部会長が推薦の上、本部会に諮って定める。
- 4 演出委員会のリーダーは、当該演出委員会に属するメンバーのうちから部会長が指名し、本部会に諮って定める。
- 5 演出委員会のリーダーは、演出委員会の事務を掌理する。
- 6 演出委員会の会議は、演出委員会のリーダーが招集する。
- 7 演出委員会のリーダーは、演出委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 8 演出委員会のリーダーに事故があるときは、当該演出委員会に属するメンバーのうちから演出委員会のリーダーがあらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 9 演出委員会のリーダーは、演出委員会における調査審議の経過及び結果を本部会に報告するものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、演出委員会の議事の手続その他演出委員会の運営に関し必要な事項は、リーダーが演出委員会に諮って定める。
- 11 演出委員会への出席に関する謝金の取扱いは、第11条各項に定めるものとする。
- 12 演出委員会のメンバーは、必要があると認めるときには、リーダーの承諾を得た上で、メンバー以外の者を演出委員会に出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 本部会の委員、専門委員及び演出委員会のメンバーは、その職務上知り得た一切の秘密情報（書面、口頭、電子媒体その他開示方法の如何を問わない。）について、善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として取り扱い、第三者に開示をし、又は漏えいをしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 本部会の委員、専門委員及び演出委員会のメンバーは、その職務の遂行以外の目的に秘密情報を使用してはならないものとする。

- 3 本部会の委員、専門委員及び演出委員会のメンバーは、自らの故意又は過失により各々が保有する秘密情報について漏えい等の事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決するものとする。

(事務局)

第8条 本部会及び演出委員会の事務は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団において処理する。

(公開)

第9条 本部会及び演出委員会は原則公開とする。ただし、大会に係る契約に関する情報及び関係者等の秘密情報を取り扱うとき、又は部会長が公開を不相当と認めるときは非公開とする。

(議事録)

第10条 議事録は本部会及び演出委員会の終了後に作成し、後日公開とする。ただし、大会に関する情報及び関係者等の秘密情報を取り扱うとき、又は部会長が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(謝金の支払)

第11条 本部会及び演出委員会への出席、第5条第3項の規定に基づく意見聴取、同条第4項の委員以外の者の本部会への出席、並びに第6条第12項に基づくリーダーの承諾を得た演出委員会メンバー以外の者の演出委員会への出席に当たっては、謝金を支払うことができる。

- 2 謝金の支払は、別表の「東京2025デフリンピック開閉会式検討部会委員謝金支払基準」及び「東京2025デフリンピック開閉会式検討部会演出委員会委員謝金支払基準」に基づき、行うこととするが、3者の職員には支給しない。

- 3 第5条第2項及び第6条8項の規定に基づき、3者以外の専門委員又は演出委員会のメンバーの代理人において、3者以外の者が代理人として本部会又は演出委員会の職務に従事したときは、当該の専門委員又は演出委員会のメンバーと同額の謝金を支払うことができる。

(設置期間)

第12条 本部会及び演出委員会の設置期間は、本部会が設置された日から令和7年3月31日までとする。ただし、必要に応じて設置期間を延長することができる。

(その他)

第 13 条 この要綱で定めるもののほか、本部会の運営に関する事項その他必要な事項は、本部会において協議の上、別に定める。